

宝塚市立看護専門学校防災基本マニュアル

このマニュアルは、災害時における学生、教職員の安全を確保するため、非常時における学生、教職員の行動や役割などについて定める。

学校長は、災害想定を行い、実践的な訓練を定期的実施し、このマニュアルの周知徹底を図るものとする。また、学校の防災設備の点検や備品類等の固定など施設の防災点検を定期的実施し、予測される危険の排除に努めるものとする。

1 火災編

(1) 学校で火災発生

教職員、学生は、防火管理者の指揮命令に従い、行動する。

教職員は、

- ・ 火災の状況に応じ、各種の情報収集を行う。
- ・ 非常放送等により全館に必要な指示を行う。
- ・ 消防署等関係先等への通報を行う。
- ・ 学生の避難誘導、学生の安全確認を行う。
- ・ 初期消火（消火器、屋内消火栓）を行う。
- ・ 非常持出書類の搬出を行う。

学生は、

- ・ 非常放送及び教職員の指示に従い避難する。
- ・ 教職員の指示に従い初期消火（消火器、屋内消火栓）を行う。

(2) 実習施設で火災発生

教職員は、

- ・ 実習施設の責任者の指示に従って、学生を誘導し避難を行う。
- ・ 学生の安全確認を行う。
- ・ 実習施設の責任者の指示に従って、避難、消火活動等に協力する。

学生は、

- ・ 実習施設の責任者又は教職員の指示に従って避難する。
- ・ 実習施設の責任者又は教職員の指示に従って、避難、消火活動等に協力する。

慌てず冷静に！！
煙を吸わないように！！

2 風水害編

(1) 教職員は、テレビ、ラジオ等からの情報確認に努め、学生の安全確保に必要な措置をとる。宝塚市地域防災計画に基づき、災害対策本部が、設置された時は、その指揮下で行動する。

(2) 午前7時現在で宝塚市及び兵庫県阪神全域に暴風警報、大雨警報、洪水警報が同時に発令されているとき、大雪警報が発令されているときは、自宅待機とし、学校は休校とする。ただし、午前11時までに宝塚市及び兵庫県阪神全域に暴風警報、大雨警報、洪水警報のいずれかの警報が解除されたとき、大雪警報が解除されたとき

は、午後の授業及び実習は、平常のとおり実施する。なお、警報解除後において、学生は、登校の交通手段が確保できないため登校ができない場合は、学校に連絡をする。

- (3) 臨地実習中の学生は、午前7時現在で実習施設所在地域に暴風警報、大雨警報、洪水警報のいずれかの警報が発令されているときは、学校に登校するものとする。
- (4) 授業終了時現在で宝塚市及び兵庫県阪神全域に暴風警報、大雨警報、洪水警報、大雪警報のいずれかの警報が発令されているときは、教職員の指示に従って、安全に十分配慮し帰宅する。安全確保が困難と判断される時は、学校、実習施設又は避難所で一時避難する。
- (5) 臨地実習中に実習施設所在地域に暴風警報、大雨警報、洪水警報、大雪警報のいずれかの警報が発令されたときは、学校から実習施設に対応を連絡するので、学生はその指示に従うこと。

学生の安全確保と 情報の収集及び伝達

3 地震編

風水害編と同様、教職員は、学生の安全確保に必要な措置をとるとともに、テレビ、ラジオ等からの情報確認に努める。宝塚市地域防災計画に基づき、災害対策本部が、設置された時は、その指揮下で行動する。

(1) 地震発生時の対応（学校、実習施設）

ア 安全確保

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ その場で・ 外部に避難・ 設備の点検 | <ul style="list-style-type: none">・ 机の下になど姿勢を低くする。・ 頭部を保護する。・ 動かない物につかまる。・ 経路の安全を確認し、避難指示に従う。・ 迅速に避難する。・ 学生の点呼、安全を確認する。・ 死傷者の確認と対応を行う。・ 電気・ガス・水道等を点検し、火災など2次災害を防ぐ。 |
|--|---|

イ 情報

- ・ 学校（死傷者、建物、設備、備品機材等）及びその周辺の被害情報を収集する。
- ・ テレビ、ラジオ等による情報収集を行う。
- ・ 関係機関等への情報伝達及び情報収集を行う。

ウ 避難

- ・ 自力帰宅可能な学生は、帰宅させる。
- ・ 不可能な学生は、学校で待機させる。

(2) 地震発生時の対応（登下校中）

ア 安全確保

- ・ その場で姿勢を低くし頭部を保護する。

- ・危険箇所から離脱し、安全な場所へ避難（交通機関利用中は、交通機関の指示に従う）する。
- イ 情報
- ・自宅及び学校へ安否の情報を伝達する。
- ウ 避難
- ・自力帰宅可能な学生は、帰宅する。
 - ・不可能な学生は、地域の避難所、学校、実習施設へ避難する。

4 盗難・不審者・その他事故防止対策編

(1) 盗難・不審者侵入の防止対策

- ア 校舎の正面玄関は、原則として月曜日から金曜日の毎朝午前 8 時 00 分に開錠、午後 5 時 30 分に施錠する。施錠後の出入口は、通用口のみとする。
- イ 原則として、土曜日、日曜日、祝祭日及び春夏冬の休み期間などの学校の休業日は、校舎内への立入りを禁止する。
- ウ 教室等諸室の鍵は、すべて事務室で保管する。学生が、教室等諸室を使用するときは事務室で鍵を受領し利用する。
使用終了後は、窓や照明、空調機を切り、出入口を施錠し、鍵を返却する。
- エ 開校時間終了後、毎日、教職員が校内巡視をし、不審者、不審物、施錠の確認を行う。
- オ 外部からの学校訪問者は、入校許可手続きを行い、許可証を携行し入校する。
- カ 学生更衣室の更衣ロッカーの鍵は、学生が各自で施錠し管理する。
- キ 現金、貴重品は、必要最低限以上を学校に持参しない。
- ク 現金、貴重品は、個人で責任を持って管理する。
- ケ 通学用自転車は、必ず施錠する。

(2) 盗難・不審者侵入時の対応

- ア 学生
- ・盗難被害にあった時は、直ちに、教職員に届出る。
 - ・学校内（学校周辺を含む。）で不審者を発見した時は、直ちに、教職員に届出る。ただし、緊急性が高く、急迫の危険があると判断した時は、直ちに警察に通報する。
- イ 学校
- ・盗難・不審者侵入を発見、または学生から届出があった時は、緊急性が高く、急迫の危険がある場合など必要に応じて警察に通報し、警察の対応に協力する。
 - ・不審者に対しては学生、教職員の安全を第一に対応する。
 - ・死傷者が出るなどの被害が発生した場合は、可能な救護活動を行うほか、警察、消防、宝塚市、保護者ほか必要な機関に連絡、報告を行う。
- ウ 通学途中に事件事故に遭わないために
- ・交通ルールを守り、交通事故に注意する。
 - ・通学は、特に夜間は、暗く、人通りが少ない道路を避ける。
 - ・通学は、特に夜間は、できる限り、複数人数で行動する。

エ 事件事故に遭ったとき

- 付近の通行人や住人に助けを求める。
- 警察に連絡する。
- 学校、または学年担当教員に連絡する。

5 災害発生時の組織及び役割分担

統括責任者	学校長	①災害発生時の学校の対応を統括する。 ②市に災害対策本部が設置されたときは、同時に学校災害対策本部を設置し、市対策本部の指揮に従うとともに、学校の災害対策を指揮する。
統括責任者補佐 (教務主任)	副学校長	①学校長を補佐し、専任教員、事務職員を指揮する。 ②学校長が、不在の時は学校長を代理し、災害発生時の学校の対応を統括する。 ③必要な情報の収集を専任教員、事務職員に指示し、得られた情報を分析し、必要な情報を学校長に提供する。
	副課長	①副学校長を補佐し、専任教員、事務職員を指揮する。 ②非常勤講師に対し、必要な連絡、調整を行う。
	実習調整者	①副課長を補佐し、実習施設についての情報を収集する。 ②実習中の学生の安全確保に必要な調整を行う。 ③各実習施設の教員に対して、必要な調整・指示を行う。
	専任教員	①副課長の指示を受け、必要な行動を行う。 ②学年担当は、各学年の学生の情報を収集し副課長に提供する。 ③学年担当は、校内および通学途上の学生の避難、誘導を行い、安全を確保する。 ④副課長の指示を受け、教職員、学生の救護のために必要な医療機関等との連絡、調整を行う。 ⑤副課長の指示を受け、保護者に対し必要な連絡、調整を行う。
	事務職員	①副課長の指示を受け、必要な行動を行う。 ②県、市、市立病院のほか必要な機関との連絡、調整を行う。 ③学校施設、設備の点検を行うとともに、防災設備を駆使して安全確保に必要な措置をとる。

附 則

このマニュアルは、平成23年4月1日から施行する。

附 則

このマニュアルは、平成30年6月1日から施行する。

附 則

このマニュアルは、平成31年4月1日から施行する。